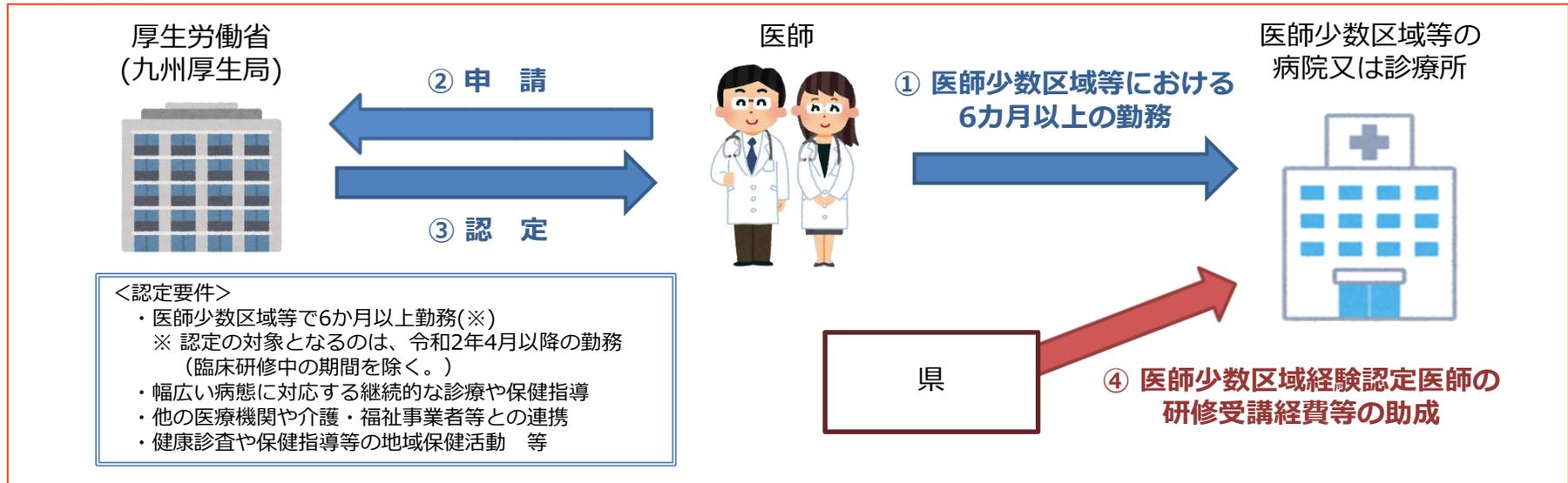


医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度のお知らせ

医師少数区域等（医師少数区域、医師少数スポット）に6か月以上勤務した医師を厚生労働大臣が認定する制度（当該認定を受けた医師を「医師少数区域経験認定医師」という。）が令和2年4月から始まりました。

<イメージ図>



医師少数区域経験認定医師に対するインセンティブ

① 地域医療支援病院の管理者は、医師少数区域経験認定医師でなければならないこととされました。

※ 令和2年4月以降に臨床研修を開始した医師を管理者とする場合に限る。

② 医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に要する経費について支援します。

※ 対象となる経費：研修受講経費（医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料・旅費）

専門書購入経費（医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費）

他病院勤務経費（専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費）

③ 「医師少数区域経験認定医師であること」を広告することができます。

認定の申請方法等については九州厚生局ホームページ(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iji/minority_areas.html)をご覧ください。

熊本県健康福祉部健康局医療政策課